

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

令和3年4月1日

◆ 法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

(1) モデル建物法の評価以外の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	工場等の用途以外の用途	工場等の用途	計画変更
非住宅	300㎡未満	235,000 円	25,000 円	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1により算定(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
	300㎡以上 1,000㎡未満	290,000 円	33,000 円	
	1000㎡以上 2,000㎡未満	373,000 円	45,000 円	
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	527,000 円	103,000 円	
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	646,000 円	150,000 円	
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	761,000 円	185,000 円	
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	866,000 円	228,000 円	
	50,000㎡以上	1,077,000 円	315,000 円	

(2) モデル建築法の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	工場等の用途以外の用途	工場等の用途	計画変更
非住宅	300㎡未満	91,000 円	21,000 円	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1により算定(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
	300㎡以上 1,000㎡未満	114,000 円	28,000 円	
	1000㎡以上 2,000㎡未満	149,000 円	40,000 円	
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	237,000 円	96,000 円	
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	308,000 円	143,000 円	
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	369,000 円	177,000 円	
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	432,000 円	219,000 円	
	50,000㎡以上	557,000 円	303,000 円	

(注)

- 既存建築物の増改築時におけるエネルギー性能の算定において、エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分の床面積を除く。
- 工場等の用途に供する部分以外の部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計が、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であつて、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるものは、建築物の全部が工場等の用途に供するものとみなす。
- 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査については、変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とし、上記の表による面積区分による手数料とする。(建築基準法による変更の面積算定に準ずる。)